

「希望の裁判所」と「絶望の裁判所」

2017年1月28日 (埼玉弁護士会) 北澤貞男

1 元裁判官で明大法科大学院専任教授の瀬木比呂志氏が「絶望の裁判所」第一刷を発行したのは、2014年2月20日である。「絶望」というタイトルには、いささか驚き、購入して読んで見ると、真摯に考えた内容で、多少の誇張があったり、一方的な評価があったりするものの、ほとんど違和感はなかった。読んで感じたことは、「絶望してもはじまらない、なんとかならないかと方策を考えるべきではなか」ということだった。

氏の「法曹一元制度へのできる限りすみやかな移行を図ることが必要であり、早急にその基盤整備に着手することが望ましい。」という意見には全く同感である。

2 一方、日本裁判官ネットワークの会員（現職裁判官）とサポーター（裁判官退官者など）が、2016年12月5日に「希望の裁判所・私たちはこう考える」第一刷を発行した。私も現役裁判官時代はその会員であり、定年退官後はサポーターである。瀬木氏の「絶望の裁判所」に対し、「希望の裁判所」を書くべきではないかと私自身も提案した記憶がある。定年まで裁判所に身を置いたのは、「絶望」せずに、何とか「希望」をつなげたからである。

3 現在の裁判所の有り様を「絶望」と見るか、それとも「希望」を見出すかは、見る者の立場によって大きく異なる。裁判所が信頼されているかどうかで見ると、「絶望」は不信、希望は信頼につながる。

4 ところで、平成28年6月16日、最高裁第1小法廷は、石巻事件（当時18歳7か月の少年による内妻の姉と内妻の友人に対する殺人と内妻の姉の友人に対する殺人未遂及び内妻に対する傷害と未成年者略取の事件）につき、上告棄却の判決を言い渡し、同年6月29日には、判決訂正申立も棄却して、死刑判決が確定した。これは、裁判員裁判開始（昭和21年5月）以降、初めての犯行時少年であった者に対する死刑判決の確定であった。裁判所の量刑のあり方が根本的に問われるケースである。

また、平成28年12月20日、最高裁第小法廷は、いわゆる辺野古訴訟につき、同年9月16日に言い渡した国交大臣の請求を認容した福岡高裁那覇支部の判決（沖縄県が普天間飛行場の代替施設を辺野古沿岸域に建設するための公有水面埋立承認の取消しを取り消さないことは違法であるとする確認判決）を是認する判決（全員一致の意見）をした。高裁判決も早かったが、最高裁判決もびっくりするほど早かった。安保法体系が憲法体系より優位にあることをまざまざと見せつけられた。司法権の立法権と行政権を牽制する機能が働かなかつたばかりか、それを補完してしまった。沖縄県民の多くは、裁判所に「絶望」を感じたと思われる。

5 現内閣が成立してからの行政府とこれに追従する立法府の暴走振りには目に余る。これを牽制する国家機関としては裁判所しかない。自覚した国民は、自らの政治行動とともに、「絶望」することなく裁判所の機能を引き出すことが必要であると思う。 以上